

令和4年1月31日

各施設長様  
保護者の皆様

那覇市こども教育保育課長  
(公印省略)

市内就学前教育保育施設で園児や職員等の新型コロナウイルスの感染が  
確認された場合の対応等について(通知)(令和4年1月31日版)

**【第73報】**

平素より、本市における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、国から別紙「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について(令和4年1月28日付け一部改正 事務連絡)の事務連絡があり、那覇市保健所及び沖縄県子育て支援課から情報提供がありました。

つきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に一部変更がありますので、内容をご確認していただき、対応していただくようお願いいたします。

なお、本決定事項は、1月31日現在であり、新型コロナウイルスに関しては、日々状況が変化していることから、状況が変わりましたら、改めて通知いたします。

**【主な変更点】**

- 1 濃厚接触者の自宅待機期間が10日から7日(8日目)に変更になっております。  
※現時点で濃厚接触者である方に対しても適用となります。
- 2 保育施設等職員は、7日を待たずに、感染者と最後に接触した日の翌日から起算し4日目及び5日目に、抗原定性検査キットを用いた検査で陰性であった場合においても、自宅待機等が解除できるものとする。

※1と2の考え方については、(参考資料1)「濃厚接触者の待機期間の考え方(沖縄県資料)」を参考にさせていただきをお願いします。

那覇市こども教育保育課・指導 G  
電話:861-2113